

令和 6 年 5 月 8 日

各 所 属 長 殿

生 活 安 全 部 長

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への迅速かつ的確な対応の徹底について（通達）

ストーカー事案や配偶者からの暴力事案をはじめとする恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案については、「恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への迅速かつ的確な対応の徹底について（通達）」（令和3年3月25日付け人発第91号。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、この度、警察共通基盤システムの運用開始に伴い所要の見直しを図ったので、下記に基づき迅速かつ的確な対応を徹底されたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 基本的考え方

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案の特徴は、警察が認知した時点においては、暴行、脅迫等外形上は比較的軽微な罪状しか認められない場合であっても、人質立てこもり事件や誘拐事件と同様に現在進行形の事件であり、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが大きいことに加えて、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強く、被害者やその親族等（以下「被害者等」という。）に対して強い殺意を有する者に至っては、検挙される危険性すら考慮することなく大胆な犯行に及ぶところにある。

このため、この種事案への対応に当たっては、加害者が被害者等に危害を加えることが物理的に不可能な状況を速やかに作り上げ、被害者等の安全を確保することが最優先となる。

一方、この種事案の加害者に対しては、警告等の行政措置が犯行を阻止するのに十分な有効性を持たない場合もあることから、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性に応じて検挙措置等による加害行為の防止を図ること。

さらに、被害者に処罰の意思がない場合でも、過去の事例から被害者のみならず親族等にまで身体・生命の危険が及ぶことを十分に説明した上で、被害者等に被害の届出の働き掛けを行い、説得に応じない場合であっても、当事者双方の関係を考

慮した上で、客観証拠及び逮捕の理由がある場合には、加害者の逮捕を始めとした強制捜査を躊躇せず、積極的に検討すること。また、被害者等に対しては、まず安全な場所へ速やかに避難させることを最優先に検討し、危害が加えられる危険性・切迫性に応じて、被害者等の一時避難措置や身の警戒等の執り得る措置を確実に行うこと。

2 組織による的確な対応の徹底

(1) 警察署における対応

ア 相談への対応

(ア) 生活安全部門と刑事部門の連携

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る相談については、その内容や相談に至る経緯等から見て明らかに刑罰法令に抵触せず事件性が認められない場合や危険性・切迫性が認められない場合等を除き、原則として、生活安全課と刑事課（刑事第一課、刑事第二課、生活安全刑事課の捜査員を含む。）の担当者が共同で聴取を行うこと。

なお、共同で聴取した結果、生活安全課で事件化することとした事案や事件性等が認められず生活安全課で継続的に相談を受けることとなった事案は、刑事課と緊密に連携しつつ共同で対応に当たること。

(イ) 制度等の教示

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案の相談の対応に当たっては、別に定める意思決定支援手続に基づき、可能な限り早期に、被害者に対し、執り得る刑事手続及び証拠の確保のために必要な事項並びにストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）に基づき執り得る措置について、それぞれの要件とその効果等を確実に説明し、積極的な意思決定を支援するとともに、有事の際に110番通報すべき旨や自衛手段も教示すること。

(ウ) 被害者の親族等との協力等

被害者の中には、被害の届出をするか否かを決めあぐねる者が見受けられることから、可能な限り、親族等の協力を得て被害者に被害の届出を促すとともに、加害者の行為が被害者の親族等にまで及ぶ可能性があることから、その親族等に対し、警察の執り得る保護を含めた措置と被害防止上の注意事項を教示すること。

イ 警察署長及び警察本部への速報

警察署において恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案を認知した場合には、その全てについて、警察署長に速報するとともに、並行して、警察本部人身安全関連事案対処プロジェクトチーム（以下「本部対処PT」という。）に速報することとしている。

これは、警察本部において恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案の認知段階から情報を集約して事態を把握し、警察署に対し必要な指導・助言を行うとともに、被害者等に危害が及ぶ兆候を把握した場合に、直ちに運用要領に定める現場支援要員を投入することを検討する必要があるためである。

ウ 警察署長による指揮

(ア) 組織的な対応の徹底

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る相談については、組織的かつ継続的な対応が必要な場合が多いほか、検挙措置等と保護対策等を並行して実施する必要性が高い場合が多いことから、警察署長以下の幹部が相談事案に対する情報を共有し、被害者にとって最も適切な解決策が講じられるよう努めること。このため、イの速報を受けた警察署長は、事案の内容を把握した上で、速やかに当該事案の処理方針及び処理体制を決定すること。

なお、処理方針及び処理体制については、本部対処PTに速報して必要な助言・指導を受けるとともに、随時処理経過を報告すること。また、処理体制を見直した場合には、新旧の担当者間で当該事案の切迫性等に係る情報を確実に引き継ぐよう指示すること。

(イ) 危険性等の判断と即応態勢の確立

(ア)の処理方針及び処理体制の決定に当たっては、当該事案の危険性、切迫性及び事件性の的確な判断に資するため、被害者等から加害者の具体的言動等を十分に引き出すよう努めるとともに、別に定める危険性判断チェック票を活用し、組織的に危険性等の判断を実施すること。

特に、

- a 行為者において、被害者等の生命・身体に対する危害言動があること。
- b 行為者において、被害者へ物理的に接近しようとする行為があること。
- c 行為者の居所が定まらず、又は所在不明であること。
- d 行為者について、過去に犯罪や110番での臨場等の取扱いがあること。
- e 近隣住民その他関係者等から a～c のような内容の相談が複数にわたりになされていること。

等の危険性、切迫性を示す兆候情報が把握された場合や被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が極めて高いと認められる場合には、警察署人身安全関連事案対処プロジェクトチームを招集するなどして態勢を確立し、本部対処PTと連携しながら対応に当たること。また、危険性・切迫性が否定できず、又は判断できないときについても、危険性等について積極的に判断して、同様に対処すること。

(ウ) 事件化の判断等

相談事案が刑罰法令に抵触するにもかかわらず、被害者に処罰の意思がない場合は、これをそのまま受け入れるのではなく、事件化を図らない場合に起こり得る事態について十分に理解させるとともに、すでに警察に相談するに至っているという事情を十分に斟酌して、その真意を汲み取るよう努めること。警察署長は、担当者が被害者に処罰の意思がなく事件化を図らないと判断した場合には、さらに慎重な検討を加えて、被害者の真意を見極めて事件化の可否を判断すること。

なお、被害者等の真意を汲み取り、よりの確に当該事案の危険性等を判断するため、相談場所、対応者、同伴者を同席させるかどうかなどの対応方法等に十分配意し、被害者等がより相談しやすい環境の確保に努めること。

エ 被害者等の保護措置

(ア) 保護措置の徹底

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への対応に当たっては、事案を認知した段階から、その危険性・切迫性に応じて、被害者等の生命・身体の安全の確保のための措置を最優先に講じる必要がある。したがって、ウ(イ)の兆候情報が把握された場合や被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が極めて高いと認められる場合には、被害者等を帰宅させることなく、安全な場所へ速やかに避難させることとし、やむを得ない事情で避難をさせられない場合には、被害者等の身辺の警戒等の措置を確実に行うこと。また、危険性・切迫性が否定できず、又は判断できないときについても、危険性等について積極的に判断して、同様に対処すること。

そのため、当直時間帯においても、確実に、三重県女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）その他関係機関・団体と連携し、一時避難等、安全確保のための措置が執れるよう、平素から緊密な協力関係を確立しておくこと。あわせて、「被害者等の一時避難に伴う宿泊費公的負担制度」の積極的な活用を図ること。また、避難や身辺の警戒のほか、特定通報者自動表示システ

ムへの登録、ビデオカメラや緊急通報装置等の資器材の活用など、事案の危険性等に応じて、できる限りの保護措置を講じること。

イ) 加害者に対する指導・警告等の実施

被害者等に危害が及ぶおそれがある事案については、刑事事件として立件が困難と認められる場合であっても、速やかに加害者を呼び出し、必要に応じて担当者が赴くなどして、事情聴取や指導・警告を行うこと。この際には、加害者の言い分にも耳を傾け、加害行為をしていることの自覚を促すなど、沈静化を図る観点からの対応にも配慮すること。

なお、加害者への対応に当たる際には、被害者等が被害に遭うことがない状況が確保されているかを常に念頭に置いておくよう、職員への指導を徹底すること。

なお、加害者への接触時期や方法については、加害者の性格、加害者と被害者等とのこれまでのやりとりや接触状況を踏まえ、加害者が警察の関与に対し反発や逆上するおそれ也十分に考慮した上で決定すること。また、相談事案を事件化し、又は加害者に対する行政措置を行った時は、加害者の再犯性や報復のおそれの有無を考慮し、被害者等の保護措置の万全を図ること。

オ 各種照会等の実施

警察署長は、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案を取り扱った担当者に対して、警察共通基盤システムにおける相談業務・人身安全関連業務等システムによる横断照会等の各種照会を行わせるなどして、当該事案の加害者に係る過去の取扱状況や、加害者が他の都道府県において、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案の当事者となっていないかどうかについての確認を行なわせること。また、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る相談を受理した場合には、おおむね受理した翌日までに警察安全相談システム等への登録を行なわせること。

カ 相談事案の継続的な把握

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案と認めた相談は、警察署長自らがその推移を見極めるとともに、加害者に口頭警告を実施したこと、被害者が県外に転居したことなどをもって安易に解決と判断することのないようにすること。また、一旦、解決と判断した事案について、再び、加害者がストーカー行為等を行う事例もあることから、当該事案の担当者を指定するなど、事案の継続的な把握に努めること。

キ 夜間等の当直体制時や交番・駐在所における相談受理時の措置

相談事案は、当直体制や交番・駐在所において受理する場合が少なくないが、その場合でも、確実に警察署長及び本部対処P Tに速報し、必要な指揮等を受けること。

(2) 本部対処P Tにおける指導等

本部対処P Tは、2 (1)イにより速報のあった事案について、警察本部の関係課と連携の上、警察署における事案の処理方針及び処理体制を吟味し、速やかに当該警察署長に対し指導・助言を行うとともに、現場支援要員の派遣等の支援を行うこと。

3 教養の徹底

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案は、被害者等の届出のみならず、110番通報や警察安全相談といった種々の警察活動の過程で認知し、対応する可能性があることから、全ての職員に対して、1の基本的考え方及び2の対応についての教養を実施すること。加えて、特に当直責任者に対しては、警察署長及び本部対処P Tへの速報要領に関する教養を徹底すること。